

## 第13回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会会議録

1 日 時 令和5年3月24日(金)午後1時30分～午後2時5分

2 場 所 市役所本庁舎3階 第1会議室

3 出席者

委員

佐藤 清彦 唐牛 歩 青田 由幸 鈴木 理香

佐々木 孝 若松 蓉子 林 勝典 渡部 正孝

高田 妙子 細田三起子 森岡 和人 西 チイ子

事務局)

市民課長 佐藤 弥生 市民課総合相談担当係長 馬場千津子

市民課総合相談担当主任主査 山田 一栄

4 欠席者

委員

中島 紀子 大内 保史 門馬 忠昭 佐藤 拓也

伏見 伸一郎

5 会議次第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 会議録署名人の指名

4. 書記の指名

5. 報告事項

(1) 第12回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の報告について

6. 議事

(1) 南相馬市の人権に関する条例の制定について

(2) その他

7. 閉会

6 提出資料

資料1 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例(素案)について  
パブリックコメント手続を実施する件の概要

資料2 (仮称)ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例(素案)

資料3 (仮称)ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例条文解説(素案)

資料4 (仮称)ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議要綱(案)

資料5 (仮称)ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例(素案)体系図

追加資料 第13回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会資料修正箇所

追加資料 地域協議会への報告事項

## 7 会議録

### 1 開会

### 2 委員長挨拶

(委員長)

本日は、委員のみなさまには、年度末のお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。委員の皆様のご協力によりまして、終わりがみえる状況までになってきました。厚く御礼申し上げます。先日、各地区の地域協議会に報告してパブリックコメントの手続きについて審議・了解を得たところです。本日も忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### 3 会議録署名人の指名

(委員長)

それでは、次第の3の会議録署名人の指名をいたします。本日の会議録署名人には、森岡 和人委員と西 チイ子委員を指名いたします。

### 4 書記の指名

(委員長)

それでは、書記に事務局の山田一栄主任主査を指名いたします。

### 5 報告事項

(委員長)

報告事項にはありません。  
前回の報告をお願いします。

(事務局)

第12回委員会の協議内容について報告。

(委員長)

ただいまの報告について、ご質問等ありますか。

(「なし」の声)

### 6 議事

(委員長)

それでは、議事にはありません。(1) 南相馬市の人権に関する条例の制定に

ついてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1、2、3、4、5及び修正箇所の追加資料、地域協議会の報告についての追加資料により説明。

(委員長)

ただ今の説明について、ご意見等ございますか。

(委員)

地域協議会での意見に対してどのような回答となったのか、主なものでいいので、教えてください。

(委員長)

事務局

(事務局)

まず、基本理念にそぐわないときに勧告等をしたほうが良いのではという意見をいただきましたが、この人権条例については、基本理念ということがありますので、人権侵害など問題があった場合は、法務局と連携を図っていくこと、罰則の規定も設けなかったのもので、勧告などについては、ないとの回答をしました。

また、地域協議会の席で初めて、人権条例の制定に取り組んでいるということを知ったところで、周知が足りなかったのではないかとのご意見がありました。これについては、ホームページには、検討委員会の活動について掲載していたところですが、さらに、目につくような工夫をしていきたいとの回答をしました。次に、この案件は多岐にわたるので市民課だけで、できるものではなく庁内に検討委員会などを立ち上げ全庁的に取り組んでいく必要があるのではないかとのご意見については、今後、推進会議を設置すると同時に、個々の条例、計画で人権問題に関連するところもあるので、調整を図るために庁内の検討委員会も別な組織として、検討が必要と考えますとの回答をしました。さらに、人権擁護委員との関わりという点では、人権尊重まちづくり検討委員会のメンバーにも入っていて、今後の推進についても連携をとっていくことになるとの回答をしました。これらについては、地域協議会の席上で回答いたしました。これからパブリックコメント

のご意見をいただきますので、それと同様な扱いとしてあらためて回答していくことといたします。

(委員長)

その他にありますか。

(委員)

第1条の目的の条文で、「市民の人権の尊重の理解を深め・・・」のなかに「の」というのがいくつもあります、この文でいいのですか。

(委員長)

事務局。

(事務局)

まだ、法規審査会での審査がなされていないこともあり、今後、整理されていくものと考えますが、ご意見がありましたので整理させていただきます。

(委員長)

その他にありますか。

(委員)

修正のなかで、「ともによりそう心を・・・」が「ともによりそい、・・・」と区切られましたが、これによって、これまでの認識が、そんなに変わるとは感じませんが、これだけ多くを修正するという事は、なにかよっぽどの理由があったのでしょうか。

(委員長)

事務局。

(事務局)

心をはぐくむという言葉にともによりそうが係ると、一つの文になってしまいます。ともによりそう心だけでなく、人権尊重という意識の啓発をすることでもあります。最初のころは、人権尊重をはぐくむということでスタートしていて、どんどん内容を精査していくうちに人権尊重という言葉がなくなってしまうと、多様性とともによりそい心をはぐくみというものに転換してしまった感じがあります。もともと、よりそう心をはぐくむことではな

いので、最初に立ち戻りまして、心というのは、いろいろなところにかかわってることから、これと切り離なすような、よりそう心だけでないということに整理させていただきました。

(委員長)

他にありますか。

(意見の声なし)

他になれば、この素案によって、4月1日からのパブリックコメントの手続きに入らせていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議ないようですので、これで進めていただきたいと思います。

次に(2)のその他にはいります。

事務局からありますか。

(事務局)

特にありません。

(委員長)

他なければ、以上で議事について、すべて終了いたします。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。

最後に、これまで、皆様には、進行について、ご迷惑をお掛けしまして、大変お世話になり感謝申し上げます。ありがとうございました。

## 7 閉会